

植生学会会員規則

2016年10月23日 制定

(趣旨)

第1条 この規則は、植生学会会則第6条第3項の規定に基づき、植生学会会員に関し必要な事項を定める。

(一般・学生の別)

第2条 会則第4条に定める正会員のうち、学生・生徒であるもの(大学院生等を含む)を学生会員とし、それ以外を一般会員とする。

(入会手続き)

第3条 本会への入会を希望する者は、会則第6条第1項に定める会費のほか、所定の入会申込書を植生学会事務局宛に提出しなければならない。

(会費)

第4条 植生学会会則第6条第3項の規定に基づき、会員の年会費を次のとおりとする。

- (1) 一般会員 年会費 6,000円
- (2) 学生会員 年会費 4,000円
- (3) 団体会員 年会費 10,000円
- (4) 賛助会員 年会費 一口 10,000円

(会員情報の変更)

第5条 会員種別、所属、連絡先等に変更が生じた場合には、すみやかに所定の会員情報変更届によって変更事項を学会事務局宛に提出しなければならない。

(退会・除名)

第6条 会員が退会しようとする場合は、所定の退会届を学会事務局宛に提出しなければならない。

- 2 退会しようとする会員で、未納の年会費等がある場合は、これを納入しなければならない。
- 3 会員がその資格を喪失しても、既納の年会費等を返還しない。
- 4 年会費を3年間滞納した者は、退会させることができる。
- 5 本会の運営を妨げ、あるいは本会の名誉を著しく毀損したことが認められる会員は、運営委員会の決議により退会又は除名させることができる。

(雑則)

第7条 本規則の変更は総会の決議による。

附則 2016年10月23日 制定

1. この規定は2016年10月24日から施行する。